

山形県漁業調整規則（令和2年県規則66号）第12条第1項、第2項、第14条第1項、第16条第2項の規定により、漁業の許可又は起業の認可を行う制限措置を定め、当該制限措置の内容、許可又は起業の認可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可等の条件を次のように定める。

令和6年6月28日

山形県知事 吉村 美栄子

1 小型機船底びき網漁業（県外船）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格	
手繰第一種漁業 (機船手繰網漁業)	機船手繰網	操業区域(別記の操業区域をいう。)	9月1日から翌年6月30日まで	定めなし (ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること)	15トン未満	「山形県と新潟県との漁業調整に関する協定(以下「知事協定」という。)	及び「令和5年度山形、新潟両海区小型機船底びき網漁業入会操業についての協定事項(以下「海区協定」という。)」に定める隻数	1 新潟県内に住所を有する者 2 新潟県の漁船登録を受けた漁船の使用者 3 新潟県知事から新潟県沖合海域において手繰第一種漁業の許可を受けている者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年7月1日から令和6年7月31日まで

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和6年9月1日から令和7年8月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

9月1日から10月31日まで及び3月1日から6月30日までの期間は、午後7時から翌日午前3時までの間、水深350メートル以浅の山形県沖合海面において操業してはならない。

別記 操業区域

【知事協定区域】

次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及びニの点から正西の線以西及び以北の山形県沖合海面。ただし、佐渡島の最大高潮時海岸線から10海里以内の海域を除く。

イ、山形県飛島灯台から西北西8海里の点

ロ、新潟県粟島灯台から西北西8海里の点

ハ、新潟県佐渡島姫崎灯台

ニ、新潟県佐渡島入崎灯台

【海区協定】

(甲区域)

次の①、②、③、④、⑤、⑥及び①の各点を順次結んだ直線により囲まれた海域とする（世界測地系表記）。

- ①北緯 $38^{\circ}32.97'$  東経 $139^{\circ}13.40'$
- ②北緯 $38^{\circ}34.87'$  東経 $139^{\circ}11.70'$
- ③北緯 $38^{\circ}32.87'$  東経 $139^{\circ}09.10'$
- ④北緯 $38^{\circ}34.17'$  東経 $139^{\circ}06.50'$
- ⑤北緯 $38^{\circ}42.07'$  東経 $139^{\circ}09.90'$
- ⑥北緯 $38^{\circ}40.47'$  東経 $139^{\circ}19.10'$

(乙区域)

次の⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑥の各点を順次結んだ直線により囲まれた海域とする（世界測地系表記）。

- ⑥北緯 $38^{\circ}40.47'$  東経 $139^{\circ}19.10'$
- ⑦北緯 $38^{\circ}38.47'$  東経 $139^{\circ}30.29'$
- ⑧北緯 $38^{\circ}34.37'$  東経 $139^{\circ}27.80'$
- ⑨北緯 $38^{\circ}34.17'$  東経 $139^{\circ}28.99'$
- ⑩北緯 $38^{\circ}30.67'$  東経 $139^{\circ}27.40'$
- ⑪北緯 $38^{\circ}33.47'$  東経 $139^{\circ}13.70'$